

令和6年度

後見人等への意思決定支援研修

ライブ配信



一般財団法人 長寿社会開発センター

1

後見人等への意思決定支援研修

- ☑本人とともに、身近な親族、成年後見人等と福祉・医療・地域の関係者が「チームで支え、一緒に考える」意思決定支援の取り組みを、ともに考え、ともに学ぶ
- ☑権利保障の観点から意思決定支援を学ぶ
- ☑各種「意思決定支援ガイドライン」の共通要素を学ぶ
- ☑本人（当事者）視点から意思決定支援の重要性を学ぶ
- ☑本人を中心とした意思決定支援ミーティングのあり方を学ぶ
- ☑難しい局面における後見人等を含むチームによる協議と対応のあり方を学ぶ



2

講師 プロフィール



水島 俊彦

NHKクローズアップ現代
2022年11月14日出演
「親のお金をどう守る
認知症600万人の資産管理」
<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4724/>

2010-



常勤弁護士(シニア)

民事法律扶助・刑事弁護・成年後見
司法ソーシャルワーク・司法アクセス向上
立教大学大学院講師・研究員
明治学院大学講師 等

2014-2015



英国エセックス大学人権センター 客員研究員

調査テーマ
「代行決定制度から支援付き意思決定
制度へのパラダイムシフトの可能性」

2016-



成年後見制度利用促進専門家会議委員

本人にとってメリットのある成年後見制度・
実務への転換を目指す

2017-



一社)日本意思決定支援ネットワーク 副代表

ミッション：誰もが心からの希望に基づいて
意思決定することのできる社会の実現

2020-



英国式意思決定支援ツール

「トーキングマット」正規トレーナー
“揺れるところを見える化する” カード

3

《プロフィール》



中 恵美 (なか・えみ)

【略歴】

1996(平成8)年日本福祉大学を卒業。都内の精神障害者小規模作業所に就職。

Uターンし、1998(平成10)年4月より金沢市内精神科病院(松原病院・社会医療法人財団松原愛育会)にソーシャルワーカーとして就職。

1999(平成11)年3月より、同法人在宅介護支援センターに立ち上げから6年、院内相談室に2年を過ごしてきた。

2006(平成18)年からは、委託型の地域包括支援センターの社会福祉士としての毎日を送っている。

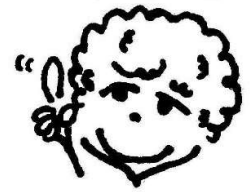
一人ひとりのオーダーメイドの地域包括ケアを目指して、総合相談や支え合える地域づくりに日々協働している。

【受講者の皆様へ】

Start where the client is 本人のいるところからはじめましょう

4

《プロフィール》



大瀧 英樹（おおたき・ひでき）

【略歴】

1992年大学（工学部）卒業後自動車関連会社に就職。主にシート（座席）の設計を担当。2005年新工場と新機構製品立ち上げが重なることで長時間労働が続く、うつ状態となる。☆うつ状態になったことで、心理学を学び、それを機に主に国際理解教育分野で参加型ファシリテーションを学んだ。参加型がよりよい社会の実現に繋がると思い、精神疾患や障がい、人権、ESD（SDGs）ファシリテーターとして活動。

2013年退社し、「Facilitation studio Faces」とNPO「あいあらっく」を設立。

※「あいあらっく」とは、生きづらさを抱える人々の活動団体。

2015年～2019年の間、活動と並行して大学院（総合政策学）修士課程修了・研究継続。愛知県豊田市で、生きづらさを抱える人々とともに悩み、考え、支える活動を行う。

【受講者の皆様へ】

自身がうつ状態となったのを機に、多くのメンタル疾患で苦しむ人々から話を伺った。心を病み、一般社会から離脱し、孤立していく苦悩や状況、諦めなど精神疾患を取り巻く理不尽さを目の当たりにした。そんな状況を打破したいという思いで活動している。本人のその言動には理由がある。

本人の味方となり、本人とともに考え、その人本来の笑顔をお届けしましょう。

「私だって幸せになりたい・・・」（某当事者の言葉）

5

講師プロフィール 本間奈美



横浜生まれの横浜育ち 佐渡島に嫁ぎ佐渡市で福祉活動を開始

佐渡市社会福祉協議会日常生活自立支援事業専門員、

法テラス佐渡法律事務所、相談支援事業所こもれびを経て、

2018年4月一般社団法人SADO Actを設立、相談支援センターそらうみを開設

2021年4月権利擁護サポートセンター開設、法人後見を実施

現在の興味は、権利擁護・意思決定支援、障害者アートなど



SADO Act SDM-Japan

社会福祉士、精神保健福祉士、主任相談支援専門員、成年後見人

(公社)新潟県社会福祉士会 理事、(一社)新潟県相談支援専門員協会 副代表・理事

(一社)日本意思決定支援ネットワーク 理事・Talking Mats 認定トレーナー

H29・30厚生労働省科学研究「障害者の意思決定支援に関する研究」 班会議メンバー

6



意思決定支援の基本的考え方

～だれもが「私の人生の主人公は、私」～

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査
事業成果物より引用（講師は共同制作メンバーの一人）

7

意思決定支援が求められる背景
～良かれと思って周りが決める社会から
心からの希望に基づいて本人が決める社会へ～

こんな時、あなたなら、 どうしますか？

知的障害があり、グループホームに暮らすFさんは、
ある日突然、「犬を飼いたい」と訴えてきました。

Fさんの気持ちを考えた時、

あなただったら、どのように対応しますか？

このグループホームは、

ペットを飼うことを禁止しています。



- ①グループホームでは犬を飼えないことを説明し、説得する
- ②グループホームにお願いして、犬を飼えるようにしてもらう
- ③

9

こんな時、あなたなら、どうしますか？

支援者Aさんの考え

- 大きな犬を飼いたいと言っても、そもそもペット一度も育てたことないよね・・・？
- このグループホームはペット禁止なんだし、諦めてもらうよう説得するしかないか・・・。
- 万が一何かあってからでは遅いし、私も責任は取れないし・・・。正しい選択ができるように導いてあげるのも意思決定支援だよ。
- どうしようかな。頭ごなしで言っちゃうと怒るだろうし。・・・そうだ！ぬいぐるみだったらグループホームでも大丈夫だろうし、Fさんも喜ぶだろうから、大きな犬のぬいぐるみを買ってあげよう！

支援者Bさんの考え

- Fさんが「犬を飼いたい」って言っているのだから、それをとことん実現してあげるのが意思決定支援でしょう。
- とにかくグループホームにお願いして、犬を飼えるように働きかけなきゃ。それでもダメなら、犬が飼えるよう住まいを見つけて転居するしかないか。
- 本人が決めたことなんだから、その結果、グループホームを追い出されちゃったり、お金が無くなっちゃったりしたとしても、自己責任だよ。

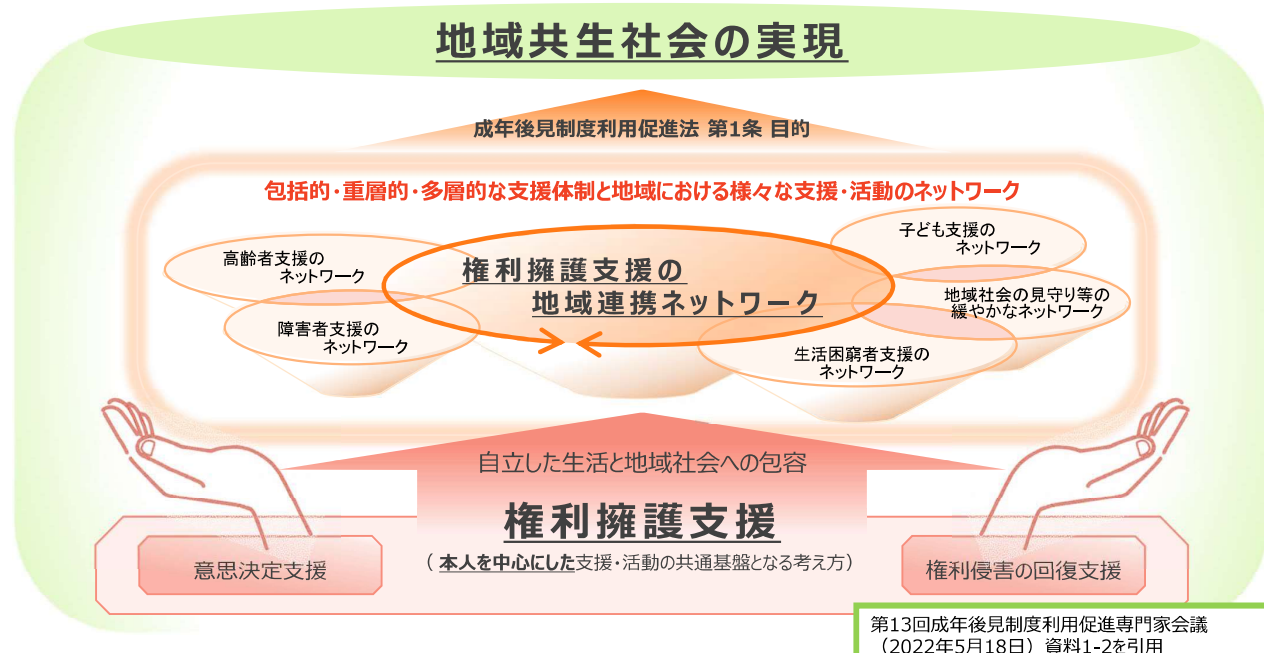
なぜ「意思決定支援」への関心が高まりつつあるのでしょうか？

- 2014年1月 障害者権利条約を日本が批准
 - 批准国は、最善の利益に基づく代行決定制度から、本人の意思、選好及び価値観を重視した「**支援付き意思決定**」制度への転換が求められた。
- 2017年3月 成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定
 - 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善のために、**意思決定支援・身上保護も重視**した後見人の選任・交代が求められた。
- 2017年3月～2020年10月 「意思決定支援」ガイドライン登場
 - 障害福祉サービスを受けている人、認知機能が低下しつつある人、人生の最終段階において医療ケアが必要とされている人、成年被後見人など、さまざまな対象者を支援するための、各種「**意思決定支援**」ガイドラインが厚生労働省等から策定された。
- 2022年8月 国連障害者権利委員会による対日審査
- 2022年10月 同委員会による**総括所見（勧告）**
- 2024年1月 **共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行**
同年4月 **法制審議会民法（成年後見等関係）部会が発足**

11

第2期 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 ～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



12

障害者権利条約第12条

障害者権利委員会の総括所見 (2022/10/7)

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に**勧告**する。

(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために**民法を改正**すること。

(b) 必要としうる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の**自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組み**を設置すること。

仮訳：外務省

13

障害者権利条約のコンセプト

障害のあるすべての人々が
他の人と平等に、自ら選択
することのできる機会を保障
= Choice (自己選択)

地域社会の中で生活する権利、
(本人にとって) 意味のある
生活を送ることを保障
= Control (主導権)

『医学モデル』⇒『社会・人権モデル』
支援付き意思決定の仕組みの確立

14

意思決定支援（支援付き意思決定）と 代行決定の違いを意識する

意思決定全体のプロセス

意思決定支援（支援付き意思決定）＝ **本人が**意思決定主体

①表出された意思・心からの希望の探求

↓ 支援を尽くしても本人の意思決定・意思確認がどうしても困難な場合等

②合理的根拠に基づく意思推定（意思と選好に基づく最善の解釈）

↓ 意思推定すら困難な場合、見過ごすことのできない重大な影響がある場合等

③本人にとっての最善の利益の追求

代行決定＝ **第三者が**意思決定主体

「（客観面を重視した）最善の利益」を「支援付き意思決定」の場面に持ちこむと
…**本人意思が引っ張られて、事実上の「代行決定」になりやすい？**

15

こんなことがありました

認知症があり、要介護1のBさん。日曜大工が趣味で、自転車に乗ってよく近所のホームセンターに買い物に行っていました。

しかし、事故や途中で道に迷うことを心配した家族は、ケアマネジャーに鍵を取り上げて自転車を処分したいと相談。「必要なものは買ってきてあげるから、もうやめて」と、Bさんに詰め寄ると、「もういい、分かった」と言い残して、Bさんは部屋を出て行ってしまいました。

家族はBさんが納得してくれたと喜んでいましたが、ケアマネジャーには、Bさんがとても元気がないように見えました。





山田一郎（76歳）

- アルツハイマー型認知症
- 要介護 1

- 娘夫婦の家で同居
- 趣味/日曜大工

- 娘が最近口うるさくなり
若干うんざりしている

17

客観的な最善の利益型視点に基づく

…意思決定支援？あるある



- ホームセンターに行きたいんだ。
⇒ 途中で道に迷っちゃうと心配だから・・・やめてね？
- 自転車を使いたいんだよ。
⇒ 私たちが車で連れて行ってあげるからいいでしょ？
- ゆっくりと材料を選びたいんだ。
⇒ 必要なものは私たちが買ってきてあげるからね。
- ホームセンターの隣のコーヒー店で一服・・・
⇒ コーヒーならヘルパーさんに入れてもらえばいいじゃない？



…「心配」だから、私たちに任せてね！
= 最善の利益(ベスト・インタレスト) ？

18

表出された意思・心からの希望 型視点に基づく

本来の意思決定支援とは？



- ホームセンターに行きたいんだ。

⇒ ホームセンターでどんなことをしているの？

- 自転車を使いたいんだよ。

⇒ ホームセンターと自宅の間にはどんな楽しみがあるの？

- ゆっくりと材料を選びたいんだ。

⇒ 材料を選ぶときにどんなことを考えているの？

- ホームセンターの隣のコーヒー店で一服・・・

⇒ あなたにとって落ち着ける場所はどこなところ？



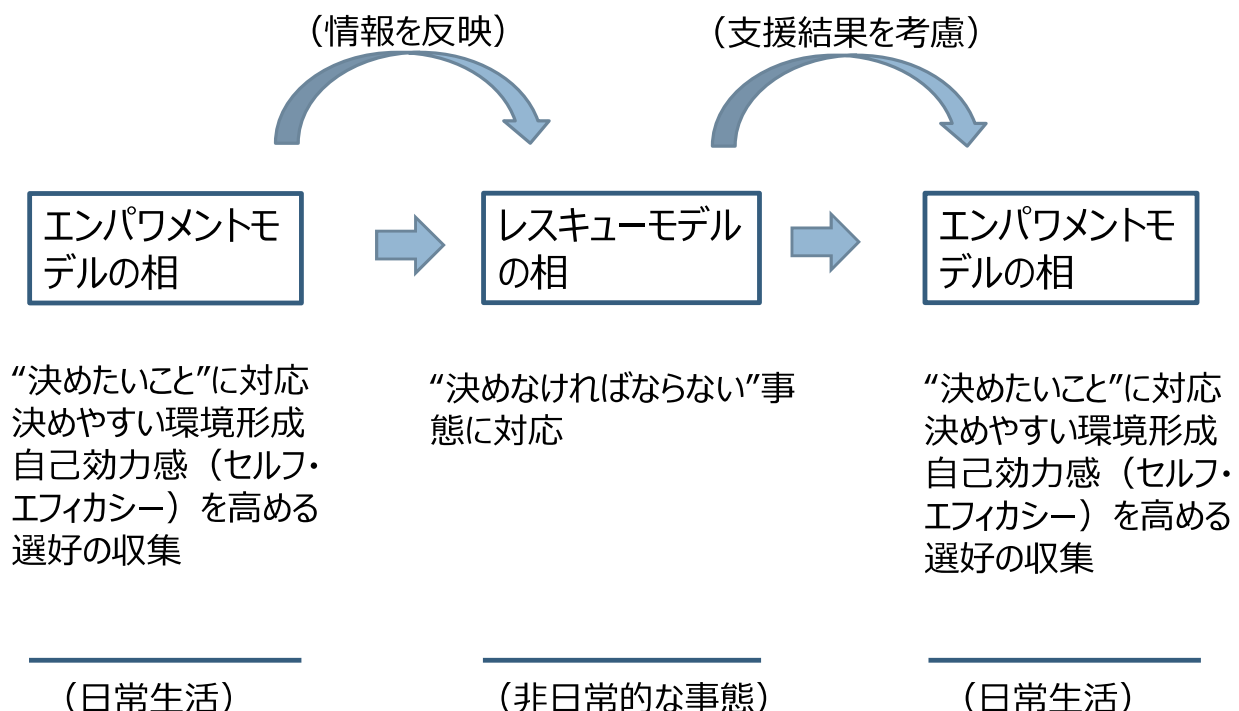
**本当は何を望んでいるの？
思いを実現するための工夫も一緒に考えよう！**

◆ 本人の奥底にある希望(感情)を引き出すためには
「最善の利益」の発想から一旦離れる必要あり。

19

日常生活における 意思決定の支援との接続

研究班 名川勝委員作成スライドより
引用 (2019.5.31)



20

意思決定支援(支援付き意思決定)を適切に理解するための4つのポイント

- 支援付き意思決定（意思決定支援）は、障害者権利条約に基づく「**社会モデル**」「**人権モデル**」の考え方が基礎にあること。
- 本来の意思決定支援は、**どんな人にも意思がある**ことを大前提に、「**本人の心からの希望**」の探求から始まるものであること。
- 意思決定支援に取り組むにあたっては、最善の利益に寄りがちな「**支援者フィルター**」や周囲の理解も含めた「**支援者側の壁**」がある。そのため、ガイドライン等を活用し、意思決定支援に取り組みやすくなる**チーム体制の構築**が重要であること。
- 意思決定支援のゴールは個々の意思決定そのものではなく、本人の**チョイス&コントロール**（自己選択と主導権）が保障されることで、**自己効力感**が高められていくことに重要な意義があること。

21

意思決定支援の原則 ～各種ガイドラインの共通項～

22

5つの「意思決定支援」ガイドライン

(2023.8時点)

- ◆ **障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン**
(2017.3 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部)
- ◆ **認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン**
(2018.6 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室)
- ◆ **人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン**
(2018.3 厚生労働省 医政局地域医療計画課)
 - ◆ **身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン** (2019.5 厚生労働省 医政局総務課)
- ◆ **意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン**
(2020.10 意思決定支援ワーキング・グループ)

23

5つのガイドラインの概要

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン ※身寄りがいない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
だれのために？	●障害のある人 知的障害、精神障害、発達障害のある人など、障害福祉サービスを必要とする人	●認知症の人 認知機能の低下が疑われる人も含む	●人生の最終段階を迎えた人	●身寄りのない人 医療に係る意思決定が困難な人	●成年被後見人 ●被保佐人 ●被補助人
だれに？	●事業者等	●周囲の人	●医療従事者介護従事者家族等	●医療従事者介護従事者成年後見人 等	●成年後見人 ●保佐人 ●補助人 ●中核機関 ●行政職員 等
どのようなときに？	日常生活・社会生活の意思決定の場面	日常生活・社会生活の意思決定の場面	人生の最終段階	入院・医療に係る意思決定が困難な場面	本人にとって重大な影響を与えるような法律行為・付随した事実行為の場面
どのような方法(姿勢)で？	チーム＋本人の環境調整＋本人による決定の支援	チーム＋本人の環境調整＋意思形成・表明・実現支援	チーム＋適切な情報提供＋本人による決定の支援	同左	チーム＋本人の環境調整＋意思形成・表明支援 ※実現支援は、後見人等の身上保護の一環として取り組むこととされている
本人の意思確認が難しいときは？	推定意思・選好の尊重(優先) →本人にとっての最善の利益の追求(最後の手段)	推定意思・選好の尊重 ※代理代行決定については本ガイドラインの対象外とすることを明記	推定意思の尊重＋本人にとっての最善の方針に基づく対応	同左	推定意思・選好の尊重(優先) →本人にとっての最善の利益の追求(最後の手段)

24



意思決定支援にまつわる あんなこと こんなこと

地域のなかでしごとをしているなかで、一緒にはたらく専門職や当事者、地域住民のみなさんから、こんな声が聞こえています。

「意思決定支援」が大事だということは分かるけれど、漢字ばかりで難しいね



意思決定支援のガイドラインっていろいろあるみたいで、正直ぜんぶ読んでない



「意思決定支援」って、つまりは、専門職のためのものなんでしょう



意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について①

意思決定支援各種ガイドラインに共通する考え方
・5つのガイドラインの概要等 厚生労働省資料より

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン （身寄りがいない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く）	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
1 策定時期	平成29年3月	平成30年6月	平成19年 （平成30年3月改訂）	令和元年5月	令和2年10月	
2 誰の （意思決定）支援か	障害者	認知症の人 ※認知症と診断された場合に限り、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。	人生の最終段階を迎えた人	医療に係る意思決定が困難な人	成年被後見人等	
3 ガイドラインの趣旨 （意思決定支援等の担い手を含む）	意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年被後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資すること。	認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの。	人生の最終段階を迎えた本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すもの。	本人の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることができるよう、Cガイドラインの考え方も踏まえ、医療機関としての対応を示すとともに、医療に係る意思決定の場面で、成年被後見人等に期待される具体的な役割について整理するもの。	成年被後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に行うことができるように、また、中核機関や自治体の職員等の職務の参考となるよう、成年被後見人等に求められている役割の具体的なイメージ（通常行うことが期待されることが、行うことが望ましいこと）を示すもの。	各ガイドラインの趣旨は様々であるが、いずれのガイドラインにおいても、本人への支援は、本人の意思（自己決定）の尊重に基づいて行う旨が基本的な考え方として掲げられている。

各ガイドラインの趣旨は様々であるが、いずれのガイドラインにおいても、本人への支援は、本人の意思（自己決定）の尊重に基づいて行う旨が基本的な考え方として掲げられている。



令和4年度 成年後見制度利用促進現状調査等事業の概要

第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- 意思決定支援に関しては、様々な分野におけるガイドラインが存在する中で、関係者等における各ガイドラインの理解状況等を把握した上で、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成することを目的として、調査事業を実施。

◆ 検討体制と検討概要について

検討委員会

所属・役職（◎：委員長）

青木 佳史	日介連高齢者・障害者権利支援センター 副センター長	住田 敦子	尾張東部権利擁護支援センター センター長
◎ 新井 誠	中央大学研究開発機構 教授、日本成年後見法学会 理事長	高橋 良太	全国社会福祉協議会 地域福祉部長
五十嵐 慎人	千葉大学社会精神保健教育研究センター 教授	西川 浩之	成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
小賀野 晶一	中央大学法学部 教授	花俣 ふみ代	認知症のひと家族の会 副代表理事
小川 朝生	国立研究開発法人国立がん研究センター 精神腫瘍科長	星野 美子	日本社会福祉士会 理事
久保 厚子	全国手をつなぐ育成会連合会 会長	水島 俊彦	日本司法支援センター（法テラス）本部 シニア常勤弁護士
櫻田 なつみ	日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 理事		

作業部会1

WG（共通資料作成検討）

	所属・役職（◎：作業部会長）
◎ 小川 朝生	国立研究開発法人国立がん研究センター 精神腫瘍科長
住田 敦子	尾張東部権利擁護支援センター センター長
曾根 直樹	日本社会事業大学准 教授
中 恵美	金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長
三浦 久幸	国立長寿医療研究センター（在宅連携医療部）部長
又村 あおい	全国手をつなぐ育成会連合会 事務局長
山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部 教授
山崎 さやか	健康科学大学看護学部 助教

- 各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方について、研修資料作成

作業部会2

WG（意思尊重に関する内容検討）

	所属・役職（◎：作業部会長）
◎ 桐原 尚之	全国「精神病」者集団
西尾 史恵	弁護士 岡山パブリック法律事務所
西川 浩之	成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
◎ 星野 美子	日本社会福祉士会 理事
◎ 水島 俊彦	日本司法支援センター（法テラス）本部 シニア常勤弁護士

- 意思尊重に関する内容の検討
- 後見人等に課せられた義務と各ガイドラインとの関係性に関して、インタビュー等の現状調査及び結果分析

第14回成年後見制度利用促進専門家会議 厚生労働省作成 資料2-2より（R5.3.29）

各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方⇒研修資料作成

27

はじめに

私の体験をふりかえろうー誰もが当事者ー

1

あなたの人生を振り返ってみましょう。

特に印象に残った「決定・選択」にはどんなものがありましたか？

2

そのとき、あなたはどんな風に「決定・選択」しましたか？

誰かに相談しましたか？何かに背中を押されましたか？決めることに悩んだとしたら、それはどうしてですか？

3

もしもそのとき、あなたの周りのすべての人が、あなたの「決定・選択」を無視して、反対の方向に強引に進めたとしたら、どのようなことが起き、あなたはどのような気持ちになるでしょうか。

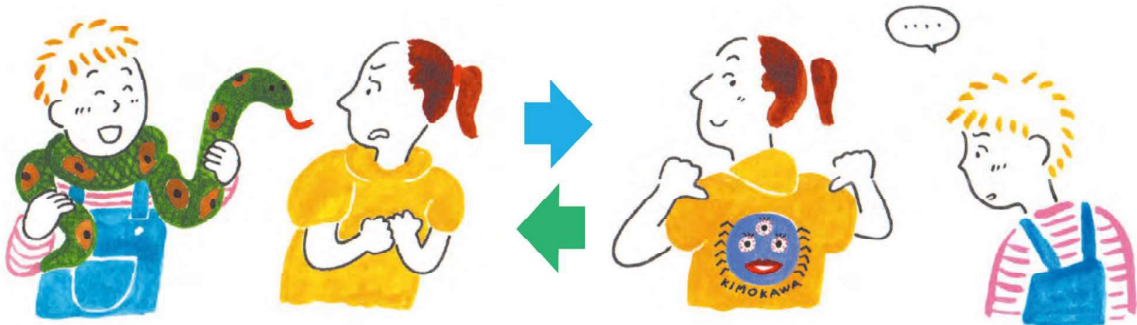


28

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

“私(本人)”の視点から考える

時に、あなたにとって重要なことが、私にとって重要ではないことがあります。また、その逆もあります。



意思決定支援では、支援する側の視点ではなく、“私(本人)”の視点に立ちます。

29

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

いつでもどこでも

日常生活でも



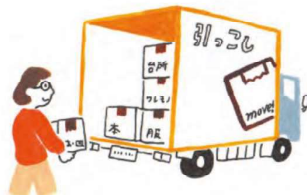
着る物を選ぶ



買い物をする

- 食べ物、洋服を選ぶ
 - 買い物をする ●学び、働く
 - 行きたい場所を決める、移動の方法を選ぶ
 - どういうスタイルで過ごすか
- (だったら、てきぱき、スケジュールを決めて？そのときの気分で？)

重要な場面や人生の岐路でも



住む場所を変える



医療サービスを選ぶ

- 暮らし方（誰と？一人で？ずっと同じ場所で？場所を変えながら？）
- お金のこと（管理の方法、誰かにサポートしてもらう？）
- 介護サービス、障害福祉サービスを選ぶ
- 医療サービスを選ぶ

生活、人生は意思決定の連続です。だれもが、何かを選んだり、選ばなかったり、迷って決められなかったり、選ぶのに失敗したり、上手くいったりをくり返しながら、生活しています。

30

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

チームで支える、一緒に支える

だれもが意思決定をする当事者であり、同時に本人にかかわる人です。一人で生きている人はいません。支えられながら、誰かを支えています。その全ての人が、お互いに支え合いながら「私の人生の主人公は私」という人生を生きています。チームで支える、一緒に支えるという意識で取り組みましょう。



31

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

2 意思決定支援のポイント

プロセス：たくさんの歯車をかみあわせる



本人には「意思」があり、決める力があるという前提に立ち、かかわりのなかで、その意思を尊重して支えていく。

32

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

2 意思決定支援のポイント

信頼関係の構築

本人のこと、特性、適切なコミュニケーションの取り方をよく知ることが大切です。

- 1 本人を知ること（好き、嫌い、大切に思うこと、得意、苦手なこと等）

- 2 本人を知るための関係づくりやコミュニケーションの取り方を知ること



33

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

2 意思決定支援のポイント

人的・物的環境整備

- 1 周囲の人の態度や関係によって、本人の意思決定は影響を受けます。

本人の意思を尊重する態度、本人が安心できるような態度、本人との間の信頼関係、関係性への心配りが必要となります。否定しないで聞く、という姿勢が大切です。「ただ、そばにいる」という支援もあります。



- 2 物理的環境や時間帯によっても、本人の意思決定は影響を受けます。

なるべく本人が慣れた場所で、本人が一番力を発揮できる時間帯で意思決定支援を行うことが望めます。



34

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

2 意思決定支援のポイント

意思形成支援：ケバブは知らなきゃ食べられない

適切な情報、環境、認識の下で、
意思が形成されることを支援します。

「なんて書いてあるの？」

メニューから注文しよう
としても、メニューが読
めなければ選べない。

「ケバブってなに？」

メニューが読めたとして
も食べたことがない料理
を選ぶことは難しい。

考えを邪魔するような働
きかけがあると決めるこ
とは難しい。



意思を決定するためには、その内容についての適切な情報が必要となります。

35

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

2 意思決定支援のポイント

意思表明支援

形成された意思を適切に表明・表出
することを支援します。

「早く決めて!」「前に決めたことと違う!」

など、支援者が決断を迫る態度で接したり、
本人の以前の発言の責任を問う態度で接す
ると心からの希望を表現・表明しにくい。

本人の表明した意思に疑
問や迷いがあるときは、
意思形成プロセスを振り
返し、再度確認する。

「選んだ理由を聞いてもいい?」

言葉で表現されていることとは別の
「本当の思い」があることもある。

時間の経過で意思は変わること
もある。また重要な決定は、再度
確認することも必要である。



心の中で決めていても、それを表明・表出するには、適切な環境が必要となります。

36

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

2 意思決定支援のポイント

意思実現支援

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することを支援します。

「あなたには無理じゃない？」

本人の意思が無視されたり否定されたりすることが続くと、意思形成、意思表明の意欲は弱まる。

「食べたい」「自分でつくりたい」

意思実現のプロセスにおいても本人がその能力を最大限に活用して参加することが本人の力となる。



本人の意思と本人以外の人の意思が相反してしまい、本人の意思だけを尊重できない場合でも、だれかが我慢するのではなく、みんなの意思が尊重される選択肢はないか諦めずに考えることが大切。

本人とともに意思の実現を目指して取り組むことが、(本人やチームの)経験の豊かさにもつながります。

37

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

3 実践と原則

意思決定支援の原則

1

どのような人であっても、本人には意思があり、決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします

2

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くします

3

不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に決める力がないと判断せず、尊重します

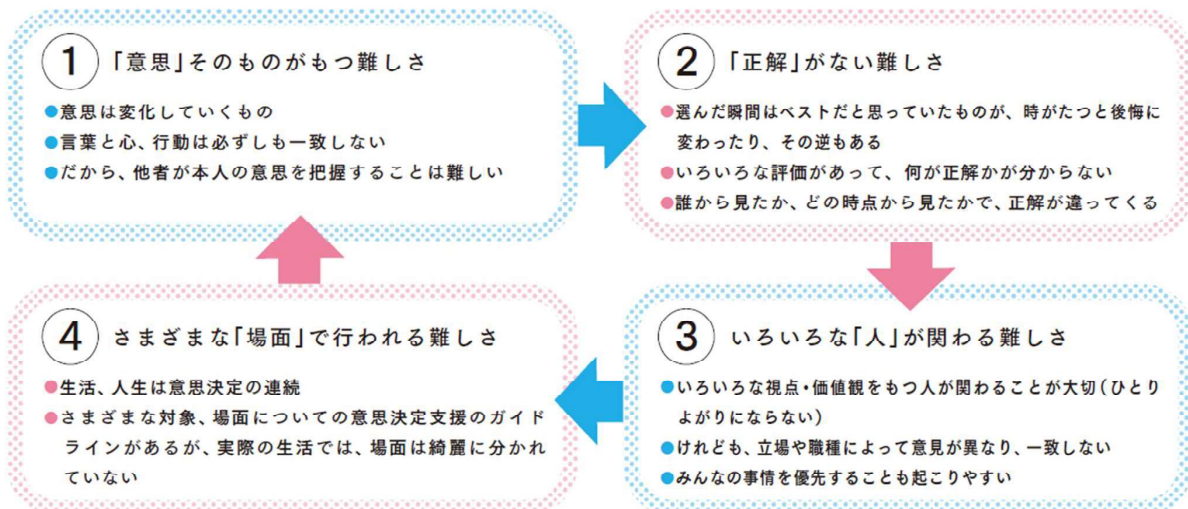


38

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

3 実践と原則

大切なのに、難しい。それはなぜ？



いろいろな難しさがあるからこそ、意思決定支援の原則は、共有しておくことが大切です。

39

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

さいごに

まとめ

- 1** 意思決定支援は、本人とかかわる人たちの共通となる姿勢と行動、プロセス
- だれもが当事者本人であり、同時に本人にかかわる人でもあります。
 - 「私の人生を私として生きる」だれでも私の人生の主人公は私です。
 - 意思決定の結果にとらわれず、本人にとっても納得感があるプロセスを踏むことが大事です。
- 2** 実行することの難しさも共有し、本人とかかわる人たちで試行錯誤する
- 意思決定支援を学び、ひとりよがりにならないよう、いろいろな視点や価値観を持つ人たちと共に考えます。
 - 時間の制約やできることに限りがあることも意識しながら、みんなで互いに支え合い、意思決定支援をおこないます。その時うまくいかなかったとしても、あきらめないことが肝心です。
 - 本人を支えている人も、困った時、迷った時、上手くいかない時には、本人にかかわる他の人たちに、「助けて」と、声をあげていきましょう。
- 3** キーパーソンは常に本人である
- 関わる人たちは、悩んだら本人の希望や気持ちに立ち返ります。
 - “私たちのことを私たち抜きで決めないで”(Nothing About us without us) その意思決定に、“私(本人)”は本当の意味で参加していますか？

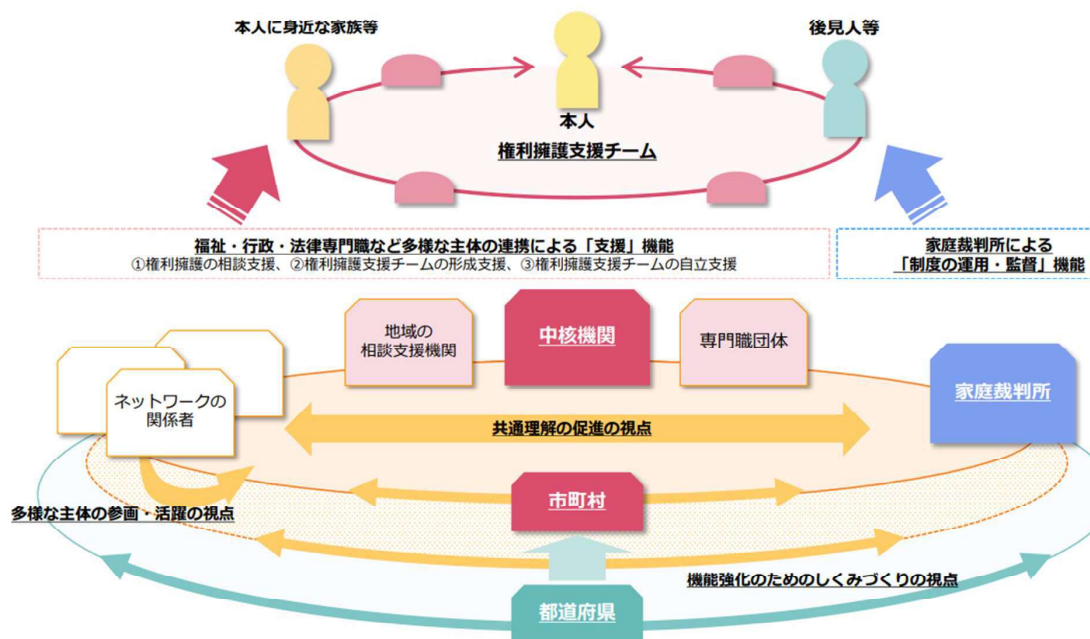


40

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課成年後見制度利用促進室

41

私のことは、
私とともに
決めてほしい

～意思決定支援をふまえた
後見事務のガイドラインを学ぶ～

42

意思決定支援が目指すもの

後見人等のみではなく、さまざまな事業者や地域住民を含めた社会全体によって、判断能力が不十分な方の意思を尊重し、権利を擁護する地域共生の取組みを全国的に進めていくもの。



43

本人と支援者の本質的な関係 ①

本人（支援の受け手）は、支援者との関係において、対等な立場に立ちにくい心理的制約を抱えている。

「おそれ」

こんなこと言ったら、
〇〇してもらえなくな
るかも…。

「自己抑制」

お世話になっているのに、
わがまま言えない…。

「あきらめ」

言っても
しょうがない…。

ロールプレイ -体験から考えよう①-

自分の意思を確認してもらえない、表明しても無視されるロールプレイ

【あなたの状況】（設定）

- あなたは80代で、脳梗塞の後遺症により失語症を発症しています。
- 有料老人ホームに入所中ですが、家に帰りたと思っています。
- 有料老人ホームは、居心地が良いわけでもなく、食事も美味しくないと感じています。
- 孫のような若い職員に生意気な口をきかれ、バカにされているような気持ちになります。
- そんな中、今日久しぶりに後見人が面会に訪れました。

ロールプレイ

1

- あなたは、言葉をうまく発することができません。
- あなたは、首をうまく動かせないのです、話しかけられても、頷くことすらできません。

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

45

ロールプレイ -体験のフィードバック-

memo

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

46

ロールプレイ -体験から考えよう②-

自分の意思を確認してもらえない、表明しても無視されるロールプレイ その2

【あなたの状況】（設定）

- あなたは50代で自閉症です。
- グループホームへ入居し、作業所へ通っています。
- 趣味は傘を集めることです。傘は、幼い頃に雨のなか母親と楽しく遊んだ思い出のあるものであり、楽しい子ども時代の象徴です。
- 集めてきた傘に囲まれているととても落ち着いた気分になります。一方で、傘が無くなると、自分の居場所が無くなってしまふような気持ちになり、不安になります。
- そんな中、今日久しぶりに後見人が面会に訪れました。

ロールプレイ

2

- あなたは、言葉をうまく発することができません。
- あなたは、気持ちを外に表現することができません。

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

47

ロールプレイ -体験のフィードバック-

memo

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

48

本人と支援者の本質的な関係 ②

支援者の価値観による…

●利益 ●保護 ●安全

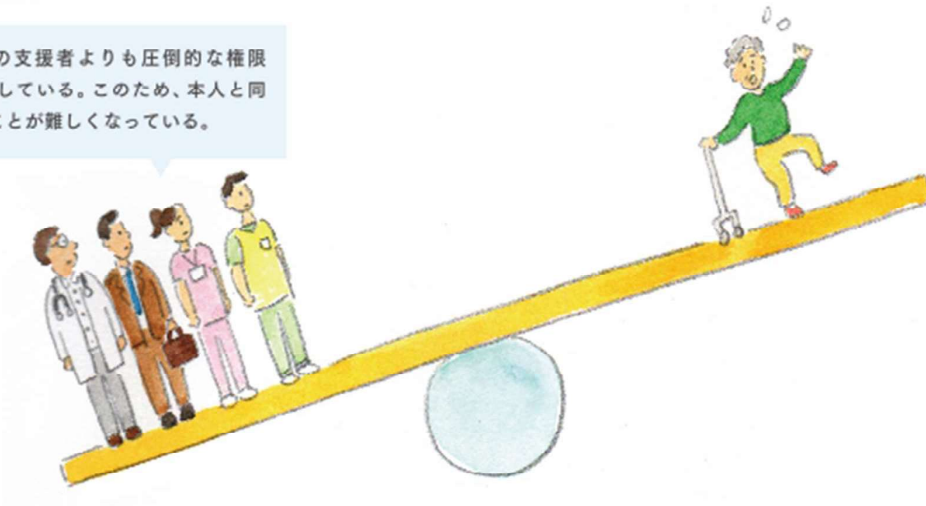
緊張関係

目的の非対称性

本人の・人間としての…

●個人の自由 ●尊厳 ●生き方の選択

後見人等は、他の支援者よりも圧倒的な権限（代理権等）を有している。このため、本人と同等の立場に立つことが難しくなっている。

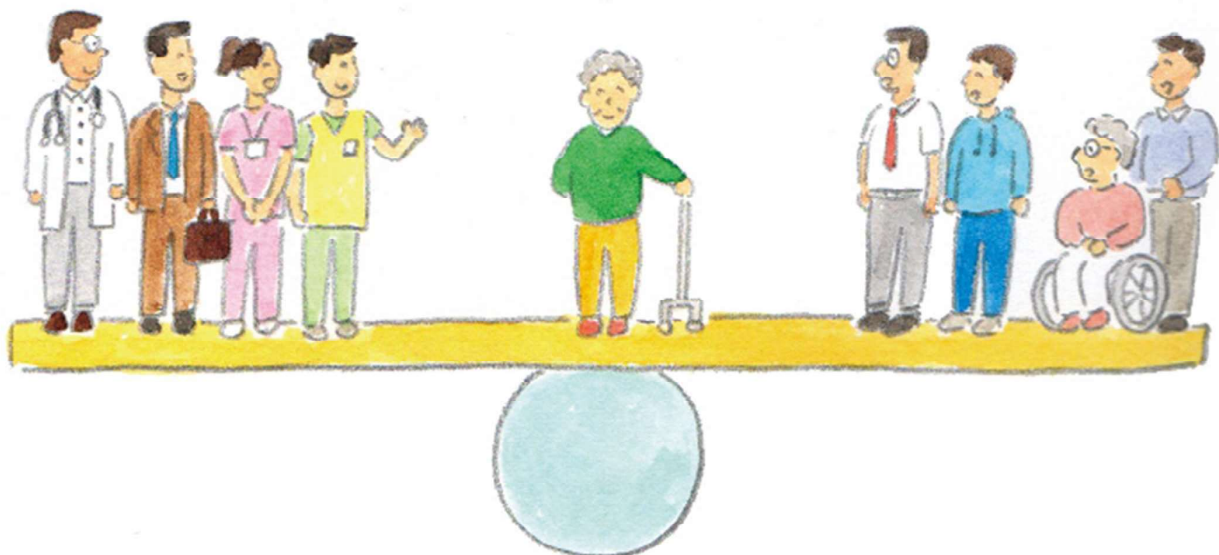


厚生労働省 後見人等を対象とした意思決定支援研修 第1章16頁より引用

49

チームの弊害を意識した支援

関係のバランスがとれた状態。



厚生労働省 後見人等を対象とした意思決定支援研修 第1章19頁より引用

50

わたしは、わたしらしく生きたい

本人の尊重

- どのような状態であってもプライドはある
- 幸せの形は人それぞれ、こだわりもある
- 合理的ではない、余計な領域に喜びがある

意思が無いのではない、
意思決定をするうえで、**意思の形成、表明が難しい**のである

あなたはどうしたいの？

- 漠然とした不安や悩み
- どうしたらよいか分からない
- 私を理解してほしい

沈黙は思考中

一緒に考えて！

- 本人の味方・信頼
- 本人の体験・経験値
- 本人の思いの整理
- 必要な情報整理
- 環境整備、不安払拭

正解がないからこそ
プロセスが大切

51

認知症の人に聞く

52

意思決定支援のプロセス

～意思決定支援を踏まえた 後見事務ガイドラインの実践に向けて～

53

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？

本人にとって重大な影響を与えるような
契約等をする場合は、**意思決定支援が必要です。**

- 例
- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
 - 自宅や高額の資産を売却する場合
 - 特定の親族に対する贈与を行う場合 など

すべての人には、自分のことを決める力があるというのが支援の出発点です。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、**チームで行います。**

意思決定支援のプロセス

チーム全体

1 チームをつくります



2 支援のための環境を整えます

- 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
- 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。

3 これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します



4 本人を交えて意思決定支援のためのミーティングを行います

- 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともあります。※上記1～3に戻ることもあります。

ガイドラインに載っているチェック
ポイントを確認しながら進めましょう！

意思決定支援後のプロセスへ(右側→)

後見人等の役割

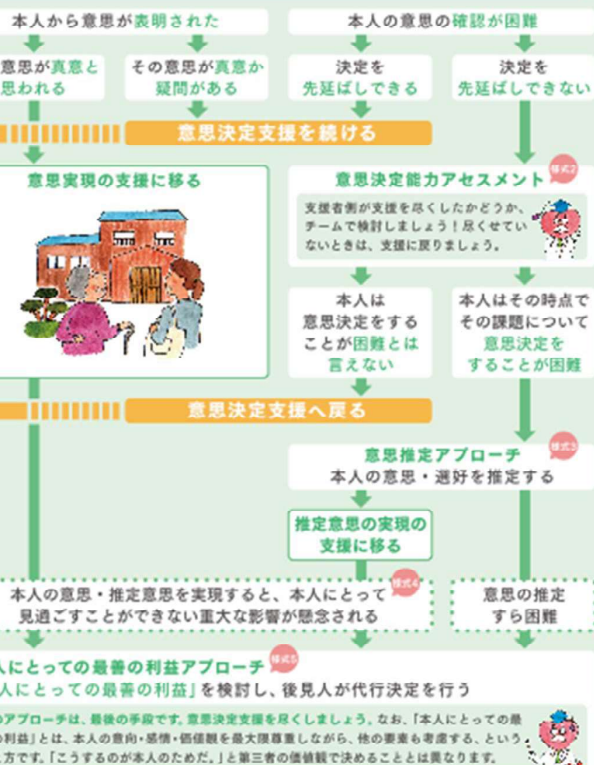
メンバーがバランスよく
選ばれるよう気を付けま
しょう。

本人の気持ちや個性に沿っ
て準備が進められているか
をチェックします。

チームがうまく機能してい
ないときは、チームメンバ
ーに改善を求めることも重
要です。

本人が取り残されないよう
に、本人のペースに合わせ
た進行になっているか気を
付けましょう。

意思決定支援後のプロセス



※「様式1～5」は、対応するアセスメントシートの様式です。

54

ガイドラインにおける意思決定支援の具体的なプロセス

意思決定支援のプロセス

- 支援チームの編成と支援環境の調整
- 本人への趣旨説明と
ミーティング参加のための準備

- 本人を交えたミーティング

● 意思決定支援プロセスを丁寧に踏むという意識を持つことが重要である。

● 後見人等には意思決定支援プロセス実施に積極的に関わることも望まれる。

※本人意思が明らかであり、支援者においても本人意思に沿うことで異論がないような場合には、このプロセスを必ずしも全て経る必要はない。

演習事例の登場人物

北川 太郎さん … 66歳、自宅に独居。てんかんがあり、療育手帳を所持。年金と生活保護を受給。要介護1。家の近くにあるデイサービスを週2回利用する契約をしているが、ほとんど利用出来ていない。しかし、デイサービスに朝夕、顔を出しに来ている。



山村さん …… 北川さんの保佐人
杉田さん …… 市の権利擁護センター担当者(中核機関)
東条さん …… ケアマネジャー
西野さん …… デイサービス相談員
南さん …… 北川さんが利用しているデイサービスの看護師
松本さん …… 北川さんが以前利用していた訪問サービスのヘルパー

※本演習はガイドラインの参考事例として掲載されている
 「居所の決定における意思決定支援」をもとに作成しています。

演習映像（場面1）

57

演習（場面1）

視聴した場面1について、以下の点を話し合ってみましょう。

- Q1.** 北川さん本人の意思を汲み取れていると思いますか？
なぜそのように感じたのかについても考えてみましょう。
- Q2.** あなたがこの会議に出席しているとしたら、本人を交えた
ミーティングに向けて、他にどのようなことを話し合いますか？

58

グループワーク1

【準備】

- グループ(4~5人)に分かれます。(運営側で操作します)
- グループに分かれたら、「マイクミュートを解除」「ビデオをオン」を押してください。

【グループワーク】

- 氏名のあいうえお順に、Q1、Q2について考えたことを話します。
- 右上に、演習の残り時間が表示されますので、全員が話せるように、工夫して話をしてください。
- 時間になると、自動的にメインルームに戻ります。

グループワーク1

memo

支援チームの編成と支援環境の調整

支援チームの編成

- 本人の思いや意思が反映されやすいように留意し、課題に応じたメンバーを選定。
- 本人の日常コミュニケーションについてよく知る者。
- 専門的見地から発言ができる者。
- その課題について本人に適切な選択肢を示すことができる者。

支援環境の調整（開催方法等の検討）

- 本人を交えたミーティングの趣旨や留意点について共有。
- ミーティングにおけるメンバーの役割やルールを理解する。
- どのような形でミーティングを開催するのが本人にとって適切か検討する。
- 本人は、いつ、どこで、どのような方法であれば安心して参加できるか。
- 本人は、誰にミーティングに参加してほしいか。
- 本人は、どのようなコミュニケーションの方法を望んでいるか。
- その他、必要な調整・コミュニケーション手段について考慮されているか。

演習映像（場面2）

「意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン」演習

【事例】北川さんへの意思決定支援

場面②

本人への趣旨説明

演習（場面2）

視聴した場面2について、以下の点を話し合ってみましょう。

- Q1. なぜ北川さんの好きなこと・嫌いなことを確認したのだと思いますか？
意思決定支援とどのように関わるのかを考えてみましょう。

グループワーク2

【準備】

- グループ(4～5人)に分かれます。(運営側で操作します)
- グループに分かれたら、「マイクミュートを解除」「ビデオをオン」を押してください。

【グループワーク】

- 先ほどとは逆の順番に、Q1について考えたことを話します。
- 右上に、演習の残り時間が表示されますので、全員が話せるように、工夫して話をしてください。
- 時間になると、自動的にメインルームに戻ります。

グループワーク2

memo

65

本人への趣旨説明とミーティング参加に向けた準備

●キーパーソン[※]から、
本人に予めミーティングの趣旨を説明する。

- 支援メンバーの情報。
- ミーティングの予定日時、場所。
- 自分で自分のことを決めていくことが大切であること。
- 意思を決めていくためにメンバーができる限り協力すること。
- 本人の意思を尊重し、受け止めてくれるメンバーがいるので安心して意見を述べてよいことなど。

※キーパーソン：本人が信頼している意思決定支援者の一人。

●趣旨説明時において、本人が自分の思いを誰かに伝え、人に聞いてもらうことが、ミーティング参加に向けた準備ともなる。

●本人が何か思いを伝えようとしている場合には、耳を傾けることが重要である。

66

ミーティングの招集

ミーティングの進行管理者において、関係者を招集する。

- 参考事例の場合は、中核機関職員が、関係者を招集しました。

演習映像（場面3）

「意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン」演習

【事例】北川さんへの意思決定支援

場面③

本人を交えたミーティング

演習（場面3）

視聴した場面3について、以下の点を話し合ってみましょう。

- Q1.** 映像の中ではどのような場面で
“会議のルール”を活用していましたか。
- Q2.** ガイドラインの11ページと12ページには、意思形成支援、意思表示支援におけるポイントが書かれています。
映像の中では、北川さん本人が自分の気持ち、意見を言えるように、どのような工夫を採用していましたか。気づいたことを挙げてください。
また、これからの実践で参考に出来そうなことを挙げてください。

グループワーク3

【準備】

- グループ(4～5人)に分かれます。(運営側で操作します)
- グループに分かれたら、「マイクミュートを解除」「ビデオをオン」を押してください。

【グループワーク】

- 氏名のあいうえお順に、Q1、Q2について考えたことを話します。
- 右上に、演習の残り時間が表示されますので、全員が話せるように、工夫して話をしてください。
- 時間になると、自動的にメインルームに戻ります。

グループワーク3

memo

71

本人を交えたミーティング

後見人等は、権利擁護者として…

- ルールに沿った意思決定支援プロセスが行われているか注視する。
- 本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう主催者・参加者に促す。

【配慮するポイント】

- 本人の特性を踏まえつつ、本人の置かれている状況について分かりやすく説明できているか。
- 意思決定事項に関連する本人の意思や考えを十分に引き出せているか。
- 本人のペースに合わせた進行となっているか。

72

意思が表明された場合

●表明された意思が本人意思であることを慎重に確認する

- 意思決定支援が適切にされていないおそれがある場合。
- 本人が表明した意思に関し、チームメンバー内の評価・解釈に齟齬や対立がみられる場合。



再度、意思決定支援を行う

- 本人の意思に揺らぎがみられるような場合は、一定期間見守り、表明された意思が最終的なものであるかを確認する。

●アセスメントシート様式1（個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート）に記録。

●本人の意思決定に沿った支援を展開。

意思決定や意思確認が困難とみられる局面

意思決定支援を尽くしたにもかかわらず…

●本人の意思や意向を把握することが困難な場合

- 本人とのコミュニケーションが困難である場合。
- 本人の意思の揺らぎが大きい場合。 など

さらに…

●法的保護の観点から決定を先延ばしにすることができない場合

-
- 本人の意思決定能力のアセスメント(評価)
 - 意思決定をすることが困難であると判断された場合
 - 代行決定のプロセスに移行する

※「しばらくこのまま」で良いのであればあえてここで決めずに、積極的に見守り、タイミングを待つということも十分考えられる。

演習事例のその後

【状況の変化】

- 3年が経過。訪問看護師や主治医の助言を聞き入れ、本人は週2回、デイサービスで昼食をとるようになった。
- 施設併設のデイサービスにおいて、「俺も爺になって歩けなくなってきた、インコと一緒にここにくるかな」と言うようなこともあった。
- ある時、脳梗塞を起こして入院、重度の麻痺が残り、歩くことができなくなった。保佐人は主治医から、「言語障害、脳血管性認知症もある」と告げられた。



【意思決定のためのあらゆる支援】

- 退院に向け、医療ソーシャルワーカーや保佐人が本人の退院後の意向を確認しようとしても、本人は全く答えることがなかった。
- 療養型の病院に入院するか、特別養護老人ホームに入所するか、在宅での生活を試みるか、選択肢は3つあり、本人に対して絵や写真を使って説明し、文字ボードを使って意思の表明ができるよう試みた。
- しかし、本人は目は開けているものの、反応がなかった。1週間おきに時間帯を変えて同様の試みを行ったがうまくいかなかった。医師や言語聴覚士、他の支援者にも助言を求めたが、現時点では他の支援手段が見当たらないとのことであった。唯一、インコの写真を見せたところ、本人は目を見開き、声を挙げた。

意思決定能力アセスメントの方法

- 支援を尽くしたといえるかどうか、チーム内で検討。
- 意思決定能力は、あるかないかという二者択一的なものではない。
- 意思決定能力は、支援の有無や程度によっても変動する。
- 本人に意思決定能力がないと決めつけることなく、意思決定に必要な4つの要素を満たすことができるように、後見人等を含めたチーム全体で支援をすることが必要。

意思決定能力の4つの要素

意思決定能力は、あるかないかという二者択一的なものではなく、支援の有無や程度によって変動するもの。4要素を満たすことができるように、チーム全体で支援をすることが必要。



これらの4つの要素について、実践上可能な工夫・努力を尽くしたかどうかをチーム内で検討チェックした上で、意思決定能力のアセスメントを行い、アセスメントシート様式2に記録する。

本人の意思推定アプローチ

本人ならば、どのような意思決定をしていたのかを推定する

- 後見人等を含めたチームで実施。
- 表情や言動、行動に関する記録、生活史、人間関係等様々な情報を把握。
- 根拠を明確にしながら本人の意思及び選好を推定。

後見人等は、権利擁護者として、十分な根拠に基づいて意思推定が行われているか、関係者による恣意的な意思推定が行われていないかどうか等を注視

- 本人意思が推定できる場合には、本人の信条・価値観・選好に基づいて支援を展開。

本人意思とは異なって解釈される可能性があることから、慎重な取扱いが求められる

- アセスメントシート様式3（意思推定に基づく代行決定に関するアセスメントシート）に記録。

演習事例のその後

【意思推定に基づく代行決定の検討】

- 本人の意思推定のための明確な根拠となる関連資料として、ケアプラン、訪問介護記録、サービス実施記録表、本人情報シート、インコの写真を用意し、それらを見ながらチームで話し合った。
- 本人がデイサービスで、「俺も爺になって歩けなくなってきた、インコと一緒にここにくるかな」とたびたび言っていたことや、インコの写真を見せた際に本人が目を見開き声を挙げたことが確認できたため、本人が通い慣れており、インコも預かってくれていたデイサービスに併設の特別養護老人ホームへの入所の契約をすることとした。
- 本人の状態像から、後見類型に移行する方がよいかどうかの検討も行ったが、「今後の刺激によって、本人のコミュニケーション力が変化していく可能性がある」という医師の見解があり、これから入所するホームでの生活を見守ってから、類型変更については再検討することとした。

【その後】

- 退院後、入院時からインコを預かってくれていたデイサービス併設の特別養護老人ホームに、本人は入所した。本人は、「だからさ」「あれだよ」という言葉以外に言葉を発することはできないが、表情豊かに喜怒哀楽を示すようになった。また、指を指したりしながら、「外に出たい」「インコのところに行きたい」といった内容を、表現できるようになってきた。



本日のまとめ

意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

1. 意思決定能力の存在推定
2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
3. 不合理にみえる決定≠意思決定能力がない
-
4. 本人の推定意思に基づく代行決定
-
5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
6. 代行決定の限定行使
7. 第1原則へ戻る

この原則は、意思決定支援と代行決定の考え方の1つとして示しているものです。
第4原則については、成年後見人等に広い法的代理権(権限)を持つ存在であることから、より慎重な対応が求められる代行決定の領域に位置付けています。

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

81

第1原則 / 意思決定支援の原則①

第1原則 意思決定能力の存在推定

全ての人は意思決定能力があることが推定される。

どのような人であっても、本人には意思があり、
決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします。



本人には決める力がある
という前提で関わる



意思決定支援については様々な考え方があります。
考え方の1つとして紹介するものです。

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

82

第2原則 / 意思決定支援の原則②

第2原則 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を
尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

意思決定のための最適な環境（ベストチャンス）を整えるための
支援をし尽くさなければ、代わりに決めることはできません。



あらゆる支援をし尽くして

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

83

第3原則 / 意思決定支援の原則③

第3原則 不合理にみえる決定≠意思決定能力がないということ

一見すると不合理にみえる意思決定でも、
それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

後見人等からみて、合理的とはいえない判断をしたとしても、
それだけで意思決定能力がないと考えてはいけません。



不合理にみえる決定も
尊重されるべき

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

84

第4原則 / 代行決定の原則①

後見人等には法的代理権が付与されていることから、代行決定の原則として整理しています。

第4原則 推定意思に基づく代行決定

意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、推定意思に基づく代行決定に移行します。
この場合、明確な根拠に基づき、本人の意思を推定します。



〇〇だから、この人ならば、
〇〇を選ぶはず

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

85

第5原則 / 代行決定の原則②

第5原則 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

①本人の意思が推定できない場合や、
②表明されている意思が本人にとって見過ごすことができないような重大な影響を生じるものである場合には、



（本人にとっての）最善の利益に基づく方針を採ります。
この場合、本人の信条・価値観・選好を最大限尊重します。



この人にとっての、一番よいことは？

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

86

第6原則 / 他者が決定する場合の原則

第6原則 代行決定の限定行使

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

本人を守るためにこれ以上先延ばしにできない場合で、さらに他に手段がない場合には、代わりに決めることになります。代わりに決める際も、本人にとって最も制限が少ない手段を検討します。



どうしても必要なときは、
もっとも制限が少ない方法で

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

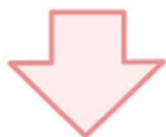
87

第7原則 / 意思決定支援の原則へ

第7原則 第1原則へ戻る

一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

代わりに決めなければならなかったとしても、ずっと代わりに決め続けることはできません。
次の意思決定の場面では、「決める力がある」という前提で関わりを始めます。



本人には決める力があるという
前提に戻る

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

88

知っておきたい4つのこと

1

「意思決定支援」では、すべての人には意思があるという前提に立って、本人が自分で自分のことを決めるにあたり、一人ひとりに合わせた支援をおこなうことを大切にします。

2

障害者権利条約には、“私たちのことを私たち抜きで決めないで”(Nothing About us without us)というメッセージがあります。その意思決定に、“私(本人)”は本当の意味で参加していますか。

3

「私の人生を私として生きる」希望どおりといかずとも、いろいろな間違いや不自由もあるけれど、自ら選択し、自分の生活・暮らしを生きていると感じられるでしょうか。

4

それぞれの環境や状況に応じて、必要な配慮や支援を受ける機会が保障され、本人の意思が尊重される社会、本人の尊厳が確保される社会の実現が望まれます。

意思決定支援に関する参考文献のご紹介

意思決定支援と権利擁護の理論的考察・本質に関心があるなら...

日本福祉大学権利擁護研究センター(監修),
平野隆之・田中千枝子・佐藤彰一・上田晴男・小西加保留(編集)

権利擁護がわかる意思決定支援:法と福祉の協働
(ミネルヴァ書房/2018. 6)



ソーシャルワーカーに求められる意思決定支援のあり方を学びたいなら...

公益財団法人 日本社会福祉士会(編)

**ソーシャルワーク実践における意思決定支援:
ミクロ・メゾ・マクロシステムの連鎖的変化に向
けたエンパワメント** (中央法規/2023. 8)



各種意思決定支援ガイドラインの関係性や活用事例を知りたいなら...

名川勝・水島俊彦・菊本圭一(編著)

**事例で学ぶ
福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック**
(中央法規/2019. 12)



